

建設環境委員会

平成23年6月27日（月）

午前10時02分～午後0時55分

議会第4会議室

【出席委員】原口忠則委員長、山口弘展副委員長、野中宣明委員、中山重俊委員、
本田耕一郎委員、江頭弘美委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員、
武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 松村建設部長 ほか、関係職員
- ・環境下水道部 竹下環境下水道部長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

○原口委員長

皆さん、おはようございます。

これより建設環境委員会を開催いたします。

先に皆様にお知らせいたします。

会議録作成支援システムを使用しますので、発言される方は必ず挙手をし、委員長の指名を受けてから、マイクの青いボタンを押し、発言をしていただきますようお願いいたします。

つけ加えますが、マイクは後押し優先ですので、発言後に消す必要はございません。

また、委員会の会議録をホームページに公開いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、委員会の審査日程について、お手元に配付している審査日程で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですから、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思ます。

また、現地視察については、審査終了後、改めて委員の皆様にお諮りいたします。

環境下水道部の方は退席されて結構です。

◎建設部以外の職員退室

○原口委員長

それでは、建設部の審査に入りたいと思ますが、その前に、4月の人事異動に伴う執

行部の自己紹介をお願いいたします。

○松村建設部長

おはようございます。

4月1日の人事異動に伴います建設部関係職員の新任分だけでございますけれども、自己紹介をさせていただきたいと思います。

ことしの4月1日に絡む新任は、私を含めて9名でございます。

それに、富士支所のダム対策課長を入れた10名となっております。

きょう南部建設事務所の小野所長が忌引きで出席できておりませんので、御了承いただきたいと思います。

まず私、建設部長で松村といいます。よろしく申し上げます。

順次、自己紹介の形をとらせていただきます。

(以下、各自自己紹介)

○原口委員長

それでは、建設部の議案の説明を求めます。

第49号議案について説明をお願いいたします。

◎第49号議案 佐賀市徐福長寿館の指定管理者の指定について 説明

○原口委員長

それでは、支所長さんがお見えになりましたので、自己紹介をお願いいたします。

(新支所長自己紹介)

○原口委員長

それでは、説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○本田委員

済みません、ちょっと単純な質問なんですが、「名称、代表者及び所在地」というのがあって、副理事長高島忠平となっておりますが、こういうものを出すときに、副理事長でも理事長でも、その代表者として出せるんですかね。その辺の話を聞きたいんですが。

○橋本緑化推進課長

実は、佐賀県の徐福会の理事長は村岡様でございました。

4月の当初に御逝去されまして、その後の理事会の中で、当面代行ということで、副理事長の高島様が代表代行という形でされております。

それで、先週の6月25日に理事会が行われまして、正式に理事長が決まったという状況でございます。

その後は手続を経て、正式に理事長だれだれという形の手続が行われるかと思っております。以上でございます。

○本田委員

いや、これが副理事長になっているんですが、申請が出た時点では、まだ村岡さんが理

理事長だったんですね。審査会のときもまだ村岡さんだったわけでしょう。その後、逝去されて、副理事長という名前が出てくるんですが、じゃあ、どの時点で、この高島忠平さんというふうに代表者になっているのがですよ、この書面上ね。今の時点だったら、もうその新しい理事長が決まっているのであれば、新しい理事長の名前を書いてもいいわけで、何かその時系列的な部分の話が、ちょっと今わかりにくいんですけども。どの時点で高島さんが理事長代行ということで、この書類を書かれているのかというのを。

○橋本緑化推進課長

審査の当時は、確かに村岡様でした。

この佐賀県徐福会という指定管理者の候補の議案を提出する時点では、既に御逝去されていたということから、その代表代行の高島様のお名前で、佐賀県徐福会の候補者としての議案提出をさせていただきました。以上でございます。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○中山委員

参加表明団体が3団体で、実際、指定申請書の受け付け締め切りの時点は1団体ということで、この2団体がどういうふうにして撤回されたというか、引き下がられたのかなど。そこら辺をちょっとお尋ねします。

○橋本緑化推進課長

一応、参加表明は市内が2団体で、県外が1団体でございましたが、その参加表明後の指定申請を出されなかった理由につきましては、具体的に確認はさせていただいておりません。以上でございます。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第50号議案について説明をお願いいたします。

◎第50号議案 市道路線の認定について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。どうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第51号議案について説明をお願いいたします。

◎第51号議案 付替市道鷹ノ羽小ヶ倉線受託合併工事委託契約の一部変更について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計補正予算、第39号議案について説明をお願いいたしま

す。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表）歳出第8款 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、次に第4号から第6号及び第12号から第14号報告について説明をお願いいたします。

◎報告 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○黒田委員

1点のみ。繰越明許案件が大変多くて、政府の景気対策に伴ういろんな工事については別といたしましても、理由を聞いておりますと、地元との調整で不測の日数を要したので繰り越しをするというのも何か所か出てきております。

私たち建設環境委員会で、以前もそうでありますけれども、やはり工事を行う前にきちんとしたものがないければ、始まってから地元の皆さんの同意をいただくというようなことが行われるとするならば、これは幾らたっても工事は終わらんのではないかという気がしますので、その点どういうふうを考えておられるのか、総合的なお答えをいただきたいというふうに思いますが。

○松村建設部長

確かに、今御説明した中に地元との調整によるものがたくさんあります。主に用地関係、補償関係が多うございました。本来であれば、そういう地元の関係者の合意形成を得た後に予算を要求すべきところがございますけれども、地元からの要望路線につきましては、まず用地も含めた地元の合意形成を積み上げてきて、地元で要望を上げてもらっているのが一般的でございます。中には、今御指摘があったように、ある程度見込みが立った時点で予算をお願いして、早期に工事に着手したいという路線も確かにあります。

ですから、きょう御指摘を受けた件につきましては、今後、なるべく件数を減らすように、ただ、相手があることでございますし、状況も刻々と変化する場合もございますので、完全というわけにはいかないかも知れませんが、最大限の努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○黒田委員

以前は、毎回毎回ですね、大体6月議会で繰越明許については速やかにすべきだからという、委員長報告の中に入れて御指摘をしておりましたが、最近はいろんな改善もされたというふうに聞いておりますけれども、やはり、どがんしょつかと聞いたときに、どがん

しよっかということになるものですからね、ぜひとも、今部長が答弁されたように配慮をよろしく願っていたと思います。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○本田委員

では、関連で、ちょっと細かく聞いていきたいんですが、きょうもらった資料の5ページ、3項河川費の大島排水ポンプ整備事業。この件で、説明では、さらりと1月補正であるためというふうな説明でありましたが、よく見ると、真ん中のは、ポンプゲート施設設計業務委託となっていますよね。設計の業務委託がなぜおくれるのかという理由がよくわからないのと、そして、その下の実際の設置工事の工期は書いてありませんが、完成予定だけ12月28日と書いてあります。それで、この工期がどうなっているのかということですね。

それと、6ページの一番上、三間川（放水路）上新村橋架替工事。これは、工期が3月16日から12月28日となっておって、繰越理由が、雨季期間の工事を休止する必要があるためというふうになっています。こういう理由というのは、不測の理由じゃないですよ。年間を通じて工事計画ができるわけですから、雨季期間の工事を休止する必要があるためというふうにうたってあるのであれば、何もその3月16日発注じゃなくて、4月に年度が変わってもいいはずなので、この辺を3月16日に発注しなければならなかった理由ですね。

それと、8ページの一番上、嘉瀬川ダム河川公園資材運搬工事。これも工期が3月30日というふうになっています。どうも3月30日というのも、はなから繰越ということになるわけですから、この辺もって、翌年度でもよかったんじゃないのかということと、その下の下、住宅費、西古賀団地設備更新事業。これが消防署との設計打ち合わせに時間を要したためという説明がありました。こういうのに時間を要するということが自体が信じられないんですが、どういう打ち合わせをされているのか。工期も書いていないんですが、7月29日だけとかいうふうに書いてありますけれども、工期はいつからで、どういうふうに工期が変更になったのか。これは同じ部内ですから、設計打ち合わせに時間を要したためというのは、ちょっと繰越理由にはなじまないんじゃないのかなというふうに思います。以上です。

○志田河川砂防課長

大島排水ポンプの整備事業ですけれども、まず、大島ポンプゲートの施設設計業務委託と申しますのは、ポンプとは別に、まずポンプを設置するに当たります土木工事の部分を実施設計しております。

これにつきましては、1月末でございましたので、その後の業務委託の設計等によりまして、入札等が約1カ月かかりまして、契約が3月になったということになります。

それから、未契約繰越の大島ポンプゲートの工事でございますけれども、これにつきましては、まず、ポンプ本体の工事は4月下旬に契約をしております。この工事について12

月末までの工期ということですが。

それと、先ほど申しました設計委託にかかわります土木工事については、この設計が8月末までかかりますので、その後に土木工事を発注というような計画といたしております。

それから、三間川でございますけれども、これは国の補助事業であります交付金事業ということでございましたので、この工事については、年度内に契約をするためにですね、3月末に、遅くなりましたけれども、道路の橋梁が上がることになりますので、そこら辺の地元説明等につきまして時間を要したということで、3月末ということで契約をしたこととなります。

それで、3月末に契約をしたことによりまして、雨季、この梅雨の期間から梅雨明けの期間までの工事を中止ということで、梅雨明け以降に工事を再開するということになっております。

それから、嘉瀬川ダムでございますけれども、これは雑石の運搬ということで、これは緊急に発生したものでございましたので、工事に伴いまして、石等の運搬が急遽に必要となったことで、3月末にやむを得ず発注をしたところでございます。以上です。

○古賀建築住宅課長

西古賀団地の設備更新事業の御質問でございますが、この事業は、西古賀団地3棟ございまして、ベランダのほうに火災のとき避難する設備がついております。この設備の更新ということで、今回南部消防署のほうとその更新の方法、例えば、具体的にはハッチを開けて、袋がついております、それをゆるゆると下に降りていって1階まで、地上まで達する避難器具でございますが、その大きさとか、開口部の大きさとか、その位置ですね。当初、直接、4、3、2、1と同じ位置についておりましたので、そうなると、どうかするとすんと下まで落ちてしまう可能性があるということで、その位置の変更とか、そういった細かいところの打ち合わせについて協議を重ねた中で時間を要したものでございまして、3棟ございます中で、RC2とRC3につきましては、工期につきましては、23年の4月1日から5月13日までということで、この2棟につきましては工場は完了いたしておりますが、1棟残っております、これの改修といいますか、更新方法について協議を重ねて、これにつきましては7月末の完了を予定しているところでございます。以上でございます。

○本田委員

まず住宅費からいきますが、ちょっと細かい話になるんですが、今、細かい打ち合わせ云々という話だったんですけども、設計して発注されるときにそういう細かい打ち合わせというのは、きちんと消防署あたりと打ち合わせをされて発注されるんじゃないんでしょうか。ちょっとそこら辺がよくわからない。それで、工期が4月1日から新年度なんですね。発注がですね。その確認ですが、その理由としてですよ、細かい点を消防署と打ち合わせして、消防署と話したら変更が生じたというのは、事前に消防署とは何の連携もなく、この設計とか発注をされるということなんですかね。どうでしょうか。

○古賀建築住宅課長

当初予算要求の時点では、消防署のほうからの指摘事項ということで、最大限の対応ということで予算計上いたしておりましたけれども、その後、細かい打ち合わせを行った中で、変更等も生じた状況でございます。

それから、工期につきましては、おっしゃるとおり、平成23年度、今年度の4月1日から5月13日までということで行っております。

○本田委員

ちょっと細かい点を追及するようなんですけれども、消防署からの指摘で工事が行われたにもかかわらず、その仕事の途中で打ち合わせに時間を要したというのは、繰越理由としては余り、じゃあ、きちんと設計してから発注せんかいという話になろうかと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。もう委員会で言うごと、一般質問になるとですかね。どうなんでしょうか。その考え方として、消防署からの指摘でこの工事がスタートしたのであれば、もっと消防署と話を綿密に打ち合わせて、こうやってこうやってこうやってというのが本来の姿であるべきなんだろうと思うんですが、実際、この理由としては、消防署との設計打ち合わせに時間を要したというのが、その繰越理由になっているというのがですね、なじまないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○江頭委員

勉強会のときにちゃんと説明したごと、きちんと説明すればいいやん。勉強会のときにしたやない。

○南部建設事務所事業係長

指摘のとおり、消防署と協議が長くなったというのは、これが昭和52年、53年で一応建築をされております。そのときの図面が全くないということで、ベランダの開口部のピットをあけるということになると、その鉄筋の量とか、そういうのをやはり調べなくてははいけません。その点と、あと開口部は、昭和52年、53年でつくった間口の開口部なんですけど、新消防法上はちょっと広げなくてははいけないと。これにもちょっと構造上問題があるんじゃないかなということで、協議が長引いたと。従来、予算要求するときは、全部改修をするというような形で予算要求をされておりました。しかし、そこまで必要かどうかというのをもう一回消防署のほうと協議を重ねた結果、一応既存の分をですね、やはり構造上危険であるならば、既存の部分を利用しながら、避難の、要するに袋からはしごに変えてどうだろうかという話になっていっておりました。しかし、消防署からの最終的な結論をいただくという、その文書での回答がなかったもんで、再度、ずっと協議を重ねていたというような経過です。以上です。

○本田委員

理由はわかったようなわからないような感じですが、やはり設計というものはきちんとした上で発注をしなければいけないと思いますので、これは今後の課題だろうと思います。

それで、今説明を受けましてちょっと見ていたら、工期はそのようになっていますが、それだけいろいろ当初からの予算要求時と実際に施工してからの状況が変わったにもかかわらず、その金額は何も変わらなくて済んだんですね。当時の予算のままで、変わったのは工期だけなんですね。その確認です。

○古賀建築住宅課長

工期もでございますが、工事費も縮減というか、減額になっております。

○本田委員

済みません。その上の嘉瀬川の公園資材運搬工事ですが、3月30日発注というのがですね、どうもその何でかなと思うんです。4月1日で何でいけないのと。西古賀団地は4月1日に契約されているわけですよ。何が何でもその3月30日に発注、片方で発注の平準化という話をされているわけじゃないですか。平準化されているのであれば、絶対に年度内にその工事ができないということは、3月30日ならだれが見たってわかるわけですから。であれば、その平準化の意味も考えて、4月に発注するという方法がなかったんでしょうか。何が何でも3月30日に工期を設定しなければいけなかった理由は何かあったんでしょうか。

○志田河川砂防課長

この資材運搬工事につきましては、前の駐車場の石の関係が絡んでおまして、この工事が既に繰越をしておりましたので、早急に石の運搬等をする必要があったということで、契約は3月末になっておりますけれども、この工事の起工については、3月上旬ぐらいに起工しておまして、なるべく早い時期にしたいということで、こういう時期になったものでございます。

○本田委員

そうすると、正式な工期はいつからいつまでなんですか。教えてください。その3月中旬から始められているのであればですよ。

○志田河川砂防課長

この運搬の工事を発注するための起工というのは3月上旬にして、業者が決まったのが3月30日ということでございますので、工事はあくまでもこの契約以降にしております。それで、この工事起工が上旬ということでございますけど。

(発言する者あり)

起工伺ですね。それで、契約が3月30日ということですので、雨季前に完了する必要がありましたので、なるべく早い時期にということで、結果的には3月30日というふうになりましたけれども、そういうことで、早くしたいということを考えて発注したものでございます。

○本田委員

何だかよくわからないんですが、3月上旬に起工願を出したんですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

起工願を出して、起工したいという意思表示をされて、実際に契約されたのは3月30日だったということなんですね。ということは、あと2日待って4月1日でもよかったんじゃないですか、というような話を僕はしているんですよ。それじゃ、どうでもだめだと。その2日がどうしても致命的な2日間になったんですかね。新年度ではなぜいけなかったんでしょうか。

○志田河川砂防課長

結局、起工してですね、入札の日が当然この30日より1週間程度早く入札がありますので、その後の契約ということで3月30日になったということで、特段、その4月1日になっても別に構わなかったんですけども、その契約の状況からですね、業者との間で契約した日が3月30日になったということでございます。

○本田委員

そういう話になると、結局、工事の発注の平準化という話と矛盾してくるんですよ。片方で、工事の平準化をやります。なるべく年度末にまとまらないようにしますと、翌年度に4月ががたっと落ちるから、4月にも発注するようにしますという話を片方でされていて、いやいや、たまたま3月30日になったんですよという話になれば、じゃ平準化の努力というのは余りされていないのかなというふうに思うんですが。まあ、それはいいです。

それで、5ページの大島ポンプゲートの施設設計業務委託ですが、これが6月17日から8月31日に工期が変わったという説明もですね、ちょっといまいまいよくわからなかったんですが、じゃ、その下の、今未契約となっている工事は、この8月31日以降から、もうエンドは12月28日と決まっているわけですね。その辺の確認をさせてもらいたいんですが。何でまだ未発注なのに、完了予定が12月28日というふうにわかっているのかという部分がですよ。というのは、まだこの設計は終わっていないわけですよ。設計も終わっていないのに、そのエンドがわかるというのも非常に妙な話だなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○志田河川砂防課長

これは、大島ポンプゲート設置工事他1件というふうに書いておりますけれども、まず大島ポンプ本体は、4月の下旬に契約しております。残り1件については、先ほど言いました、施設設計業務委託の数量等が出た時点で、土木工事として別に発注するということになりますので、今発注しておりますポンプ本体自体は、12月末までの予定にしています。

ポンプは、モーター等の製造に4カ月半ほどかかりますので、その製造のために、まずポンプ本体を発注しております。土木工事については、この設計が終わり次第、また新たに発注するということになります。

○本田委員

済みません。工期はもう少しはつきり、何月何日とわかりますか。今、4月下旬というような漠然としたお話だったんですけども、4月のいつから12月28日までというのがわ

かっているのであれば、ここで教えていただきたいんですが。

○志田河川砂防課長

済みません。正確な数字を今確認しますので、その後に発言したいと思います。

○本田委員

じゃ、その間に。済みません、もう一遍確認ですけど、設計業務委託のエンドが6月17日から8月31日に後ろにずれた理由をもう一回言ってください。設計の業務委託の件です。

○志田河川砂防課長

内容について、まだ実際どういうふうにするというのは、おおむね当初の委託のときに行っておりますけれども、測量等を行って若干の変更が出るということで、そこまでの協議に時間を要しましたので、約2カ月程度の工期延長をお願いいたしております。

○本田委員

そうであるなら、この繰越理由のところはその辺書かないかんとやなかですか。ここにはもう1月補正であるからというふうに簡単に書いてあるんですけども、結局、業務を委託した向こうの都合なわけですよ。ですから、そこら辺はきちんとこの繰越理由に書くべきだと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○志田河川砂防課長

理由等についてもですね、もっと詳しく書くべきだったと思いますけれども、まず年度内に完成ができないということがありましたので、現在の理由に書いてあるとおり、1月補正であるということのみしか記載をしておりますでした。

○本田委員

これも3月17日発注ですよ。ということは、これも新年度でよかったんじゃないのかなというふうに思うわけですよ。3月17日発注ということは、もう何が何でも年度末に発注だけはしておきたいよねという気持ちのあらわれでしょうけれども。それとやはり、片方で平準化というのはきちんと言われているわけだから、そこはもっと整理して発注をされてもいいんじゃないかと思うんですが、部長どうでしょうかね。

○松村建設部長

工事の発注の平準化と、1件1件の繰越理由は微妙に事情が違う場合がございます、例えば、この大島ポンプ場に関しましては、0.4トンの本設ポンプをぜひ早期に稼働させたいということで予定をして、補正をお願いしたものですけれども、これについては、1月補正で、通常の当初予算とかいうことじゃなくて、補正予算で組ませていただきました。

ということで、補正予算をお願いした関係もございまして、一日でも早く、この予算については執行するという気持ちで私たちは取り組みをさせてもらって、結果として、年度内の起工、発注というような形をとらせていただきました。

それと、平準化につきましては、いつ発注してもそう大きな影響を及ぼさない範囲で、例えば、年度末に発注すべきところだったけれども、4月以降に発注しても繰越の未契約

繰越でいけるだろうというようなものについては、4月発注する場合もございます。それにつきましては、きょう説明の中では、災害工事のですね、いわゆる公共補助事業につきましては、急ぎ年度内発注に努めたところですが、どうしても公共の補助に乗り切れなかった、市の単独で対応している分については、かなりの部分、4月以降に発注をさせていただかなくてはならない状況になったのもございます。

そういうことで、場合によっては急ぎで工事発注をせないかんということで、年度末にもかかわらず、発注手続を急いだということもございます。以上でございます。

○原口委員長

さっきの答弁でしょう。

○志田河川砂防課長

さっきの件です。

私がちょっと勘違いしまして、入札が4月の末でございましたので、5月2日で契約をしております。12月28日までの契約です。

○本田委員

そこまでわかるのであれば、ここに何で書かれなかったのかなというのがあるんですが、何ですかね。分かっているのであればですよ。

○志田河川砂防課長

この追加資料の2は、3月末現在ということで資料を作成しておりましたので、4月以降についての期日は記載しておりません。

○嘉村委員

ちょっと頭を整理させてください。

今、本田委員から御指摘があった、8ページの一番上のほうですね、資材運搬工事、嘉瀬川ダム河川公園、この発注時期についての御指摘だったんですけども、この予算そのものは補正で、3月補正、当初。

(「当初」と呼ぶ者あり)

なるほどね。当初なんですね。まあ、いずれにしても工事発注を4月1日にするにしろ、繰越は必要ですよ。23年度予算ですからね。平準化という話じゃないけれども、じゃ、4月1日に発注したから23年度内に完成していいですよという話にはならないですよ。当然ね。だから、22年度の予算なわけでしょう。だから、当初でつけていたわけでしょう。

いろんな諸般の事情があって、ずるずるずるずる行ってしまったということなんですよ。仮に4月1日にしても、工期はやっぱりできるだけ早い時期にですね、成し遂げなければいけないということになるということでしょう。

何を言いたいかということ、4月1日に発注したから、その年度内に上げればいいという話にはならないでしょうということ。だから、これが段取りよく、まあ段取りがおそかったんですけども、最終的にやっぱり年度内にやりたいという気持ちはわからないではない

ですね、ということを書いたかったわけです。わかりますかね。

つまり、私が言っていることは、そういうことですかねということを確認しているわけですよ。

○志田河川砂防課長

おっしゃるとおりでございます。

○原口委員長

ほかに。

○本田委員

今の話、この運搬工事127万円というのは、当初予算でついていたんですか。その確認。

○志田河川砂防課長

当初予算でございます。その前の工事のその1の中で、石材等に問題が発生したために、急遽、発注したということです。予算につきましては当初予算でついた分の工事でございます。

○本田委員

当初予算でついていたにもかかわらず、急遽発生した発注ということがあるんですかね。22年の3月についていた予算であれば、それがその年度の終わる2日前にというのは何か。

さっき緊急と言われたので、僕は3月補正だろうと思って何も聞かなかったんですが、当初予算から、最初からついていて緊急というのは。じゃ、この緊急がなかったらこの予算は使われなかったということなんでしょうか。

当初予算につくということは、必ずこうこういうことをするから、その予算をつけてくださいということをその部署からお願いされるわけで、緊急ということであれば、どうしても仕方がないから補正予算で認めてくださいというのが緊急だと思うんですが、当初予算から緊急がついていたというのは、何か釈然としないんですけれども、説明してもらえますか。

○志田河川砂防課長

前の工事で、石材は国のほうから発生した石を利用するというので計画しておりまして、ただその場合に使用する重度等が合わないということで、その一遍運搬されたものについて、また戻す必要がありましたので、その費用について、急遽、前の（その1）の工事に伴う工事として、石の運搬工事を発注したものでございます。

ですから、これは当初から予定された工事ではなくて、この石材の大きさが合わなかったというトラブルといいますか、それに伴って発注した工事になります。

○本田委員

ということは、当初予算の中にそこまで包含していた、つまり余裕を持って予算計上していたわけですね。考え方としてはですよ。そういう緊急事態がいつ起こるかわからない。だから、このためにこれくらいの金額は計上しておく必要があるんだという予算計上

の仕方をされていたんでしょうかね。

○志田河川砂防課長

いいえ、そういう予算の組み方はしていませんけれども、もちろん、緊急的にその石の選別をする必要がありましたので、当然入札減等も出ておりますので、その中で、発注をして運搬を行ったということでございます。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○中山委員

今の説明書の1ページの土木費の6項の住宅の件で、既存建築物の取り壊しという形で、これが遅れたという形で繰越というふうになってはいますが、どちらに問題があったんですか。今まで住まわれていた方が出なかったからそれがおくれたのか、こちらの建築住宅課のほうの何かでおくれたのか、どういうことでしょうか。

○古賀建築住宅課長

嘉瀬団地につきましては、現在入居されている方と外に出ていただく方ということで、基本的には、第1期で解体する住宅については外に出ていただくということで、その行き先についてなかなか決めるのに時間がかかったということで、この不測の時間を要したということでございます。

○中山委員

つまり、言いたかったのは、解体するという形になっているけれども、建築住宅課のほうで、新しい仮の宿というか、そちらのほうを探すのがおくれたのか、あるいは、今住んでいる方がだだをこねてと言ったらいかんでしょうけれども、そういう形でおくれたのか、どちらですかというのをお尋ねしたんです。

○古賀建築住宅課長

とりあえず仮に出て行かれる方の要望になかなかうちのほうがこたえ切れなかった部分がございます、おいております。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○山口副委員長

ごめんなさい。ちょっと資料の確認です。4ページの新焼却炉建設関連道路整備事業、これは変更工期が平成24年の3月31日までになっていて、一番右側の完了予定が、それよりも早い23年の7月29日になっているんですよ。時期的にちょっと非常につじつまが合わないんですが、これは単純な資料のミスですか。

○古賀建築住宅課長

失礼しました。この23年7月29日というのは、今現在、繰越で工事を、あるいは工事をやっている分の——24年の3月31日というのに合わせていただきたいというふうに思いま

す。失礼しました。一番右側の完了予定を、24年3月31日に訂正をお願いします。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで建設部の審査を終了いたします。

5分間休憩します。

◎午前11時40分～午前11時45分 休憩

○原口委員長

それでは、環境下水道部の審査に入りたいと思いますが、その前に、4月の人事異動に伴う執行部の自己紹介をお願いいたします。

(環境下水道部職員の自己紹介)

○原口委員長

それでは、環境下水道部の議案の説明を求めます。

第43号議案について説明をお願いします。

◎第43号議案 佐賀市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○中山委員

負担金の納付方法に幾つかあると思いますね。前納一括なのか、分割なのかということ
で。

旧佐賀市の場合は、今、前納の場合、何%か割引があるんでしょうか。それから、旧佐賀市以外の諸富町、大和町、川副町の前納報奨金ですね。これのパーセントはどんなふう
になっていますか。

○本木下水道企画課長

前納報奨金でございますけれども、旧佐賀市地区で最大30%、旧諸富で11%、川副で10%です。この3地区でよかったですか。

(「大和も」と呼ぶ者あり)

大和でございますけれども、10%です。旧東与賀が10%です。以上です。

○中山委員

それで、この問題でですよ、例えば一括して佐賀市の場合は30%、今言われたように大和、川副あたりは10%ということで、前納報奨金で20%も違うということは、それだけ負担が違うわけですね。だから、ここら辺の統一、あるいは佐賀市に合わせるとか、ここら辺の話は、合併のときからも問題になっていたかと思うんですが、どうなっていますか。そこら辺の差ですね、報奨金の差はどういうふうにして。

○本木下水道企画課長

合併前からそれぞれの市町です、分担金の額ですとか、前納報奨金、負担金も含めてそれぞれ定められてきたところございまして、合併のときに統一できればよかったんでしょうけれども、その後、整備がどんどん進んでいってですね、公共下水道の場合ですと、全体計画面積が約4,330ぐらいございまして、負担金等の設定は既に4,180ぐらいということで、約97%がもう既に設定されていたというようなことで、現在、前回のそれぞれの旧市町の取り扱いをそのまま今使わせていただいているという状況でございます。ほとんど終わっているということが現状でございます。

○中山委員

今、ほとんど終わっているというふうに言われましたけど、きょう審議するような段階もまだあるわけですから、そういう点で言うと、後でしている人——後でというよりも、旧佐賀市と比べてさっき言いましたように、20%も負担が違うわけですね、一括前納の場合。ここが問題だというふうに私は思うんですけども、やはりぜひ、その一括前納報奨金の交付率だけでもですね、早急にこれは是正していく必要があるというふうに思うんですけども、どんなふうですか。今、この九十何%まで来ているからとは言われていますけど。やっぱりそこら辺は何というの、今からする人にとっては大変だろうなというふうに思うんですよね。そして、佐賀市が合併してもう数年——平成17年からですから、この間、5年以上なりますので、やはり、この問題は早急に対応していただきたいというふうに思うんですよね。

○本木下水道企画課長

先ほど申しましたように、もうほとんどの地区が終わっているということで、今まで賦課してきた方々に対しても、先ほど言われました、旧佐賀市の場合ですと30%とかですね、ほかのところでもそれぞれの賦率なりで前納報奨金を設定してやってきたということで、今急に変えるとなると、そのあたりの不公平感というんですかね、不公平性というんですか、出てくるんじゃないかなという、ちょっとそういったことも考えておまして、現在のところは、これについてはちょっと考えておりません。

○中山委員

まだ済んでいないところも、例えば、大和町なんか結構あるわけでしょう。

○本木下水道企画課長

もう大和は全地区賦課設定できています。終わっています。ですから、今回申しあげました、今97%と言っていますけれども、今回の分で最後の賦課地区になります。ですから、今後新しく賦課するところはございません。

○中山委員

それでは、今からは佐賀市の新しい下水処理方法の佐賀市浄化——何というか、そっこのほうでやるわけね。市営浄化槽で。

○本木下水道企画課長

この下水道整備が済みますと、あと残りの地区は全部市営浄化槽で対応するという
にしていますので、以後は市営浄化槽で整備していくことになると思っています。

○中山委員

ちょっと済みませんね。広がってしまっているようですが、市営浄化槽の場合も分担
金は30%カット、前納の場合、あるいは10%とか、そういう形で残っていくわけですか。

○本木下水道企画課長

市営浄化槽の分担金につきましては、人槽ごとに定めておりまして、例えば、5人槽で
すと12万円、7人槽で15万円ということで設定をさせていただいております。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第45号及び第46号議案について説明をお願いいたします。

◎第45号議案 天山地区共同塵芥処理場組合の解散について 説明

◎第46号議案 天山地区共同塵芥処理場組合の解散に伴う財産処分について 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計補正予算、第39号議案について説明をお願いいたしま
す。

◎第39号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算(第1号)中、第1条(第1表)歳出第4
款 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第6号、第7号、第8号及び第12号報告について説明をお願いし
ます。

◎報告 説明

○原口委員長

説明がありましたけれども、休憩はいかがいしましょうか。

(発言する者あり)

このままよかですか。

質疑があれば、お受けいたします。

○嘉村委員

1点だけですけれど、資料の11ページの上から2番目ですね。南佐賀地区管渠布設工事のと

ころですけれども、これは水路構造物の基礎は事前確認を行っていたということであるけれども、実際は基礎の形状が違っていたと。さらに、管を下げるということでしょう——下のほうに——ということができず、その推進工事に時間を要したということですから、もうちょっと詳しく説明してもらえればなと思うんですけど。

ちょっと説明だけ聞いたところで心配したのは、例えば、しゅんせつで重機が入るとした場合に、当初よりも本当はもうちょっと深いところにある管が、ちょっとその水路の底の上のほうになってしまったという場合に、重機を入れたときに、その管を壊すという事故につながらないのかなという不安がよぎったから、お尋ねをいたしております。

○下水道建設課中部整備係長

場所は、八田ポンプ場の南側の多布施川を越すところの下水道管布設工事です。

橋梁とボックスの下越しを実際行ったわけなんですけれども、橋梁ボックスの基礎については調査をしておりましたけれども、その下のグリ石が思った以上に深く、推進工事でそのグリ石に当たりました。本来であれば、その管を下げれば回避できたわけなんですけれども、既に県道には既設管が埋設されておりまして、その既設管に取りつけないければならなかったために下水道管を下げることはできませんでした。それで推進工法の機械を変えることによって、推進工事は無事完了したところです。

それで、議員言われた埋設管を壊す恐れがあるのではないかということでしたけれども、その下水道管が埋設された場所は、橋梁の下であり、ボックス等のございますので、重機がそこに乗るということは余り考えにくいのかなと思います。以上です。

○原口委員長

ほかに。

○本田委員

今の関連で少しいいですか。これは、契約金額が1,500万円、繰越金額が900万円となっています。今のお話では、やってみたら推進がグリ石に当たって、機械を変えたんだというお話でしたが、普通ですね、いろいろ工期も変わってくると、契約金額、最終的に幾らか変わるのではないのかと思うんですが、これは業者に支払ったお金というのは、当初の契約金額と変わらなかったんでしょうか。それについてお尋ねします。

○下水道建設課中部整備係長

この件に関しましては、業者の判断で推進工事を変えられましたので、そのことに対しての設計変更は見えておりません。

○本田委員

ということは、ケースによっては、それは業者の責任だと。お前たちが勝手にせいということなんですかね。でも、そのやり方を変える、当初の設計どおりにいかなかったということは、必ずその施工される方は設計元に伺いを立ててからでしか変えられないわけです。自分たちで勝手に変えるということではできませんので、ただ、そういったときに金額

なり、これだけ、これは3カ月ぐらい延びていますから、その間は事務経費とかというものも微妙に変わってくると思うんですが、そういう場合でもそれに見合った金額の変更とかというのはないんでしょうか、お尋ねします。

○下水道建設課中部整備係長

推進工事に伴いまして設計変更というのは、業者と相談しながら多々行っております。例えば、当初設計では水が出ないような土質と判断したけれども、試掘調査の穴をあけたら水が出てきたというようなときには、水をとめる薬液注入工法を増工したり、また粘土で予想しとったけれども、実際は砂であったということで、そういった場合に設計変更することもございます。しかし、業者との話し合いの中で、これは当方のほうで見ます、これは見てくださいというような協議の中で判断をしているところです。

○本田委員

ということは、そういうことがあつたりなかつたりということで、工事によって違うということですね。それで、ちょっと細かい点を何点か聞くんですが、その上の駄市川原地区の部分で、理由として施工方法の検討や水路占用協議に日数を要したためということで、実に5カ月ぐらい延びています。その推進工事の施工方法の検討とか水路占用協議とかというのは、契約する前に全部その発注者側が済ませておくんじゃないんですか。それとも、また下の理由みたいに、やってみたら実はそうじゃなかったという理由があつたんでしょうか。ちょっと工期が余りにも長く延びているので、お尋ねします。

○下水道建設課中部整備係長

この契約金額といたしましては、駄市川原2-3工区、契約額が360万円程度、繰越金額が220万円ぐらいになっておりますが、これは単独分の金額でありまして、その前、10ページの2段目で、契約金額が3,700万円、これは補助分ですので、補助分と単独分、合計すると一本の契約金額になるわけなんですけれども、当初設計がおくれた理由も含めて、この繰越理由に書かせてもらっているところです。ですから、議員言われているように、発注前にしておくべきようなことも繰越の理由に書かせてもらっているところです。もう少し発注を早くしておけば、この繰越は、もう少し工期的にも短くできたのかなということです。ですから、すべての理由が発注後に起きたものではございません。以上です。

○本田委員

実際に工事するといろんなことがありますから、それは仕方ないとしてもですね。

では、次に行きます。9ページの下から3段目、それと、ここに水道管が調査位置と違ったということが書いてあります。もう1カ所、10ページの一番上ですね。川副と大和とそれぞれ水道管の位置が違っていたというふうに書いてありますが、これは事前に設計段階で、例えば、水道管はこの位置に埋設されているということはきちんと把握されていると思うんですが、それが実際に掘ってみたら違っていたということなんでしょうか。どうでしょうか。

○藤瀬下水道建設課長

設計の段階では、コンサルタントが各地下埋設業者と打ち合わせをして、その想定図で発注しますけれども、実際現場を掘って試掘をしたりなんかしてみると、若干ずれがあるとか、そういうふうな事例でございますけど。

○本田委員

ということであれば、それはコンサルの責任とか問えないんですか。掘ってみたら違っていたというのは、それは設計として非常にずさんだと思うんですよ。例えば、10ページが一番上だったら、試掘してみたら当初調査した場所と違っておりというふうな理由を挙げられていますが、今言われたように、設計というのは直営でしたもんだらうと思っていただんですけども、コンサルタントにお金を出して設計料を払っているのであれば、それが間違っていたなんてことがあり得るということ自体がおかしいわけで、この辺に関してはどうですかね。掘ってみたら違っていたから仕方がなかったというふうなことになるんでしょうか。

○下水道建設課中部整備係長

確かに調査については、各埋設管を管理されているところの図面を見たり、現場に埋設されている水道管の分岐の空気弁の位置とか、そういうもので現地を確認しながらやっておるんですが、特に大和町なんかでは、昔の自治会単位での水道とか、そういった管理されていない部分の水道とかですね、そういうものも出てきますので、すべてがコンサルタントの責任であるということではないかと思えます。以上です。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで環境下水道部の審査を終了いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

現地調査はいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員会は、明日、6月28日火曜日の午前10時から、採決・まとめを行いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の建設環境委員会を終了いたします。